

#### 4 被災者の手続負担の軽減

##### (1) 被災者生活再建支援金の支給の迅速化

勧告	説明図表番号
<p>被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給手続の流れは以下のとおりであり、市町村、都道府県、財団法人都道府県会館（以下「都道府県会館」という。）の三層構造となっている。</p> <p>① 申請者は、支給申請書と罹災証明書、住民票、預金通帳の写しなどの添付書類を市町村に提出する。</p> <p>② 市町村は、関係書類を審査し、都道府県に送付する。</p> <p>③ 都道府県は、関係書類を審査し、支給事務を委託している都道府県会館（被災者生活再建支援法人）に送付する。</p> <p>④ 都道府県会館は、関係書類を審査の上、支給金額を決定し、申請者の預金口座に支援金を振り込む。</p> <p>東日本大震災では、甚大な被害を受けた地域では、同支援金の支給対象となる損壊住宅が大量に発生したことに加え、申請窓口である市町村の機能が著しく低下した。</p> <p>これを踏まえ、内閣府は、支給手続の迅速化を図るため、長期避難世帯区域（支援金の支給に世帯別の調査を必要とせず住宅浸水率がおおむね100%の長期にわたり居住することが困難な区域）の設定、県と市町村の合同審査方式の導入、避難所における集中処理の実施などを関係地方自治体に促した。</p> <p>また、都道府県会館は、各都道府県の協力を得て、審査担当者数を4人から100人に増員した。</p>	
<p>調査対象20市町では、申請が最も多かった月における申請から同支援金支給までの平均日数に大きな開きがあり、最も短い市町で平均39日、最も長い市町で平均110日を要している。特に支給までに長期間を要している市町は、関係書類を県に送付する頻度が低く、滞留期間が長い。</p> <p>この要因には、被害住宅の数、市町村役場の被災状況、処理人数のほか、県の市町村に対する支援の差があると考えられる。</p>	図表4-(1)-①
<p>調査対象20市町における申請から支給までの平均日数が60日を超える市町は、岩手県が7市町のうち2市町、宮城県が8市町のうち6市町、福島県が4市町のうち0市町である（宮城県の1市町は未回答）。</p>	図表4-(1)-②
<p>岩手県は、市町村に対する巡回指導、被災の著しい市町村への職員の派遣（他県応援職員を含めピーク時57人）を行ったほか、添付書類の照合による世帯員数確認、被災家屋への居住確認などの内容審査（臨時職員を含めピーク時73人体制）を行い、関係書類を都道府県会館に送付している。同県が審査に要した日数は2日から4日、市町村に返戻した申請は全体の2.2%である。県の段階での関係書類の補正により、支援金支給の迅速化が図られている。</p>	図表4-(1)-③

<p>宮城県は、他県と比較して申請件数が多いこともあり、市町村から送付された関係書類の審査は、申請書記載漏れ、添付書類の確認の形式審査にとどまっている。また、同県の審査に要した日数は7日から15日である。</p> <p>福島県は、添付書類の照合による内容審査を行っており、市町村に返戻した申請は全体の約2.5%である。</p> <p>一方、最終的に全ての申請書が集まる都道府県会館では、マニュアルを整備するとともに、申請件数の増加に応じ審査担当者数を順次増員し、最大100人体制としたが、申請が累積したため、審査に1か月から1か月半の期間を要したとしている。市町村と都道府県の段階で審査期間を短縮しても、都道府県会館の審査が滞れば、早期支給は望めないため、都道府県会館の審査処理能力の災害発生後速やかな増強が必要である。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、内閣府は、将来発生が懸念されている大規模災害に備え、被災者生活再建支援金の迅速な支給と市町村間における申請から支給までの期間に大きな差が生じることを防ぐため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 巡回指導、職員派遣、都道府県段階での関係書類の補正など、都道府県による被災した市町村に対する支援の充実を図ること。</p> <p>② 大規模災害時において、申請件数の増加が見込まれる時点で、東日本大震災の際に講じたマニュアルの整備を踏まえ、都道府県会館の審査処理能力の速やかな増強を図ること。</p>	<p>図表4-(1)-④</p>
---	------------------

図表4-(1)-① 調査対象市町における支援金の申請から支給までの日数①

	調査対象市町	市町が申請を受けてから県に 関係書類を送付するまでの日数	申請者が申請してから支援金が 支給されるまでの日数
岩手県	7市町	1日～40日	39日～70日
宮城県	9市町	7日～55日	45日～110日
福島県	4市町	7日～30日	45日～60日

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 各調査対象市町の平均処理日数(申請が最も多かった月)のうち、最短のものと最長のものを、各県別に記載したものである。  
 3 「申請者が申請してから支援金が支給されるまでの日数」のうち、宮城県分については、1市町が未回答のため、8市町分の数字である。

図表4-(1)-② 調査対象市町における支援金の申請から支給までの日数②

日数	市町の審査日数			申請から支給までの日数		
	岩手県	宮城県	福島県	岩手県	宮城県	福島県
～20日	6市町	5市町	3市町			
～40日	1市町	1市町	1市町	1市町		
～60日		3市町		4市町	2市町	4市町
～80日				2市町	3市町	
～100日					2市町	
～120日					1市町	
未回答					1市町	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 申請が最も多かった月の平均処理日数を基に市町数を計上したものである。

図表4-(1)-③ 被災者生活再建支援金支給申請の県による審査

	支給世帯数 (24年3月)	審査内容	申請書の市町村 への返戻件数	県の審査日数
岩手県	22,711世帯	形式審査、内容審査	505件(2.2%)	2日～4日
宮城県	119,141世帯	形式審査	不明(月1件～2件)	7日～15日
福島県	23,810世帯	形式審査、内容審査	約600件(約2.5%)	不明

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 平成24年3月末現在の数字である。

図表4-(1)-④ 平成23年4月以降の被災者生活再建支援金の申請件数及び都道府県会館の審査人数

年月	申請件数	審査人数
平成23年4月	1,514	4
5月	22,173	12
6月	45,649	50
7月	43,854	100
8月	43,840	100

- (注) 当省の調査結果による。